

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の手続については、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年5月26日

盛岡地方法務局

登記官 藤原勝美

（公印省略）

記

手続番号

第4000-2024-0029号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

盛岡市西見前19地割215番